

第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（素案）等に関する主な意見

(1) 実施要領（素案）に関する意見

<中期計画の達成状況>

中期計画の達成状況の評定「Ⅲ」「Ⅳ」「Ⅴ」の判断基準（目安）に、「全ての評価指標が ii 以上であり、」が含まれているため、中期計画に複数の評価指標を設定し、いずれかの指標が目標値を達成できなかった場合、中期計画全体として優れた実績・成果が上がっていても、「Ⅱ」と判断されかねない。「国立大学法人の第4期中期目標期間における業務の実績の評価に向けて」（令和3年6月30日国立大学法人評価委員会）では、評価指標の評定への影響について、「評価指標の達成状況のみで評価するのではなく、取組の進捗状況等も考慮した上で評価することとする」「1つの中期計画に評価指標が複数設定されており、そのうちの一部が達成されていない場合に、そのことのみを以て当該中期計画を未達成とは評価しない」と記載があり、これを踏まえれば、「1つ以上の評価指標が i」である場合に「中期計画を十分に実施しているとはいえない（Ⅱ）」または「中期計画の実施が進んでいない（Ⅰ）」の評定が付される現行の素案は、当初の方向性と齟齬が生じている。

1つの中期計画に評価指標が複数設定されており、そのうちの一部が達成されていない場合でも、中期計画として注目すべき優れた実績・成果が認められる取組等が有る場合には、評定を上げる判断基準としていただきたい。

【意見への対応】

第3期までと同様、実施要領（素案）で示している基準は、あくまで判断基準の「目安」であり、総合的に判断することとしているが、同様の意見が複数の法人から寄せられていることから、こちらの意図が正確に伝わるよう、個々の評価指標の達成状況だけではなく、中期計画全体としての評価指標の達成状況や、取組に係る進捗も踏まえた上で、中期計画の達成状況を判断する旨を追記する（→実施要領（案）P4）。

<大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の評価（以下、「現況分析」という。）における分析単位について>

研究の現況分析単位について、教育組織と教員の所属組織が分離していない法人は、第3期と同様の考え方により、「学部・研究科等、国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点到に認定された施設」を分析単位とすることで差し支えないと思われるが、明示的に読み取ることができないため、念のため確認したい。

【意見への対応】

今回、研究の現況分析を教員の主たる所属組織に変更した理由は、法人の実態に合わせるためであ

り、教育組織と教員の所属組織が分離していない法人については、第3期までと同様、学部・研究科等を分析単位とする。

また、法人の意向を踏まえた上で、令和6年度末時点を目処に対象組織を確定することとしており、例えば、共同利用・共同研究拠点等も対象組織に加えることも可能としている。ただし、あまりにも所属する教員が少ない組織までを対象組織としてしまうと、法人や機構での作業が過大となるため、一定程度の規模を持つ組織を対象とする。

これらの事項を実施要領（素案）に追記する（→実施要領（案）P8）。

（2）実績報告書（素案）に関する意見

＜全体的な状況＞

大学概要等の提出に代える場合、本欄を残して空欄のまま提出するのか、あるいは本欄を削除して提出するのか、具体的な記載例を示してほしい。

【意見への対応】

各法人の評価関係業務の負担軽減を図る目的から、全体的な状況については、大学概要等の提出に代えることができるとしているが、その場合の取扱いを記載していなかったため、統合報告書や大学の概要等を提出する場合は、本欄自体を省略できる旨を追記する（→実績報告書（案）P2）。

＜評価指標の達成状況＞

中期計画の達成が見込まれない場合にその理由を記載する欄はあるが、中期計画自体は達成が見込まれるものの、一部の定量的な評価指標の達成状況について、実績値からは「達成水準を満たさないことが見込まれる」もしくは「達成水準を満たしていない」と判断せざるを得ない場合において、目標値を達成できない事情や理由を記載する欄を設けてほしい。

【意見への対応】

評価指標の達成が見込まれない場合も「中期計画の実施状況」欄にその理由等を記載いただくことを想定しているため、注記にその旨追記する（→実績報告書（案）P3）。

＜定量的な評価指標＞

4年目終了時では、評価指標について令和8・9年度とも（見込み）の値を記入することとなっており、それに基づき達成状況の見込みが判断される。しかしながら、その見込みの合理性について、評価委員会がどのように判断するのか明らかでない。そこで、その見込みの根拠等を《中期計画の実施状況》にまたは別個の項目に記載するようにしてほしい。

【意見への対応】

定量的な評価指標について、見込みの根拠等を記載する欄を新たに設ける。なお、本欄への記載事

項がない場合は、欄自体を削除することとする（→実績報告書（案）P3）。

（3）その他の意見

＜最終評定の付し方＞

各法人における諸活動の全体像を分かりやすく社会に伝えるには、個別の中期目標単位での評定だけでなく、これまでと同様、共通の項目（社会との共創、教育など）での評定を付与し、公表することが望ましい。また、第3期中期目標期間との比較や他法人との比較という観点においても、各法人の自己点検・評価に資するものと思われる。

【意見への対応】

教育研究の質の向上に関する中期目標については、中期目標大綱から選択してる項目に大きな違いがあり、社会との共創やその他の教育研究の質の向上に関する事項を選択していない法人も複数あり、共通の項目で評定を付すことが困難である。このため、個別の中期目標単位で評定を付すこととしているが、選択している中期目標に共通の小見出しを付けるなど、社会にわかりやすい形での評価結果の公表を検討している。

＜教育研究の状況の評価に係る実施要領＞

教育研究の現況分析については、4年目終了時評価に向けて各学部・研究科毎の実績の把握や各種データの蓄積等が必要となるが、第4期の実施要領等が示されていないため、第3期をベースにして準備を進めざるを得ない状況にある。各大学が事前準備を効率的に進め、「評価疲れ」を引き起こすことのないよう機構には可能な限り早期に教育研究評価に関する実施要領等を示していただきたい。

【意見への対応】

教育研究の状況の評価に係る実施要領については、評価委員会が策定する実施要領を踏まえ、機構において、委員会等での審議を経た上で策定されることとなるが、各法人における評価関係業務の負担軽減の観点から、機構には可能な限り早期に各法人に実施要領等を示すよう要請を行う。

＜現況分析の在り方＞

第3期法人評価で実施された現況分析については、認証評価と重複する項目が多い。認証評価の受審年度によっては、法人評価の結果を活用できることとなっているが、法人としては異なる法制度に立脚する法定評価で重複する評価対応を求められることとなり、その負担は小さくない。法人では、内部質保証の充実・強化に鋭意注力しており、より効果の高い質保証に経営資源を割きたいと考えており、法人・大学の評価疲れへの対応についてご検討をいただきたい。

【意見への対応】

現況分析の評価方法、評価項目、評価基準等は機構において策定されることとなるが、各法人にお

ける評価関係業務の負担軽減の観点から、認証評価と重複する分析項目の見直しの検討や、法人に提出を求める書類・データの精選等を行うよう機構に要請を行う。